

頑張る農業者を応援します

かがやき

農業振興 支援事業



対象者に費用を支援します



最重点
品目

えだまめ、きゅうり、桃、里芋、いちご、ねぎ、たまねぎ、すいか(大玉、小玉)、
スイートコーン、かんしょ、かぼちゃ、柿、そらまめ、いちじく

..... 支援事業は3タイプございます

1

園芸品目拡大 支援事業



(一例)
A新潟かがやき管内
重点品目及び
園芸品目を
拡大するための
費用を支援

2

親元就農 支援事業



(一例)
親元と3親等以内
であり、事業承継
または、独立就農
を目指し、JA新潟
かがやき管内で
農業を続けていく
後継者を持つ方

3

かがやき・お米のチカラ 支援事業



(一例)
JA新潟かがやき管内
の組合員で、事業実
施年度から3年後
に10%以上の水稲
経営面積増加が見込
まれる方

※詳細は、チラシ裏面をご覧ください

申請期間

令和6年 1月1日(月)~1月31日(水)

■お問い合わせ



JA 新潟かがやき

事業申請書等、必要書類については
最寄りのアグリセンターにお問い合わせ下さい



JA新潟かがやき

かがやき農業振興支援事業

申請期間 令和6年1/1^月～1/31^日

概要

園芸品目拡大支援事業

親元就農支援事業

かがやき・お米の子カラ支援事業

支援額	当JAで購入された組合員への奨励 事業費（税抜き）の10%以内。 限度額100万円以内。 但し、事業費は10万円（税抜き）を超えるもの。	当JAで購入された組合員への奨励 事業費（税抜き）の10%以内。 限度額100万円以内。 但し、事業費は10万円（税抜き）を超えるもの。 また支援決定の場合は、就農支援金として一律10万円を交付する。	当JAで購入された組合員への奨励 事業費（税抜き）の10%以内。 限度額100万円以内。 但し、事業費は10万円（税抜き）を超えるもの。
支援事業対象者	①JA新潟かがやき管内の組合員 ②新規導入園芸品目については、基準面積以上の作付を行なう方。 【基準面積 露地5a以上または施設1a以上】 ③既存作付園芸品目については、原則事業年度において、前年度作付面積から基準面積以上作付けを増加する方 【基準面積 露地5a以上または施設1a以上】 ④なお、②、③の要件を満たしていない場合であっても、高付加価値化、収量向上、省力化のいずれかにより、販売金額の向上(3年後までに10%程度)が期待できる事業導入については支援対象とし、別表2にそれを定める。ただし、事業実施推薦書(別紙3)を作成し、JAへ提出する。 ⑤個人・法人所有(リースは除く)の空きパイプハウスを借受けた場合の原状復帰に係る資材費用についてアグリセンター長等の推薦(「事業実施推薦書(別紙3)」)及び審査会承認により、事業対象とすることができる。	①JA新潟かがやき管内の組合員。 ②親元(以下「事業主」)と3親等以内であり、事業承継または独立就農を目指し、JA新潟かがやき管内で農業を続けていく強い意思を持っており、実施期間中に確実に就農する、または就農が見込まれる親元就農者を有する方 ③新規導入園芸品目については、基準面積以上の作付を行なう方。 【基準面積 露地5a以上または施設1a以上】 ④既存作付園芸品目については、原則事業年度において、前年度作付面積から基準面積以上作付けを増加する方 【基準面積 露地5a以上または施設1a以上】 ⑤なお、③、④の要件を満たしていない場合であっても、高付加価値化、収量向上、省力化のいずれかにより、販売金額の向上(3年後までに10%程度)が期待できる事業導入については、支援対象とし、別表2にそれを定める。ただし、事業実施推薦書(別紙3)を作成し、JAへ提出する。	①JA新潟かがやき管内の組合員 ②事業実施年度から3年後に10%以上の水稲経営面積増加が見込まれる方。 (水稲作付面積が15ha以上の場合、5%以上の面積増加が見込まれる方)

2023年4月1日～2024年3月31日まで支払済のこと

対象費用	1. 園芸使用の機械全般(中古機械も含む) 2. パイプハウス(資材費のみ)、トンネル支柱含む 3. 灌水装置 4. 果樹棚、苗木 5. ドローン(本体及び本体に付属するものを対象とする) ※発電機、登録料、替えバッテリー等は対象外	1. 色彩選別機 2. ドローン(本体及び本体に付属するものを対象とする) ※発電機、登録料、替えバッテリー等は対象外 3. 直播栽培の播種機 4. 葉緑素計
対象外となるもの	個人売買等による中古機械、リースによる導入、仕様変更にかかる費用、ビニール張替え、修理、設置費用等工事費	個人売買等による中古機械、リースによる導入、設置費用等工事費

事業申請方法

事業申請書等、必要書類については表面記載の窓口にお問い合わせ下さい

その他

申請時、3ヵ年の生産拡大計画を立てていただきます。計画に基づいた生産拡大の実施をお願いいたします。